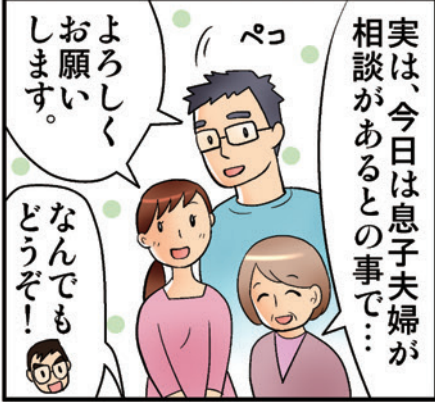




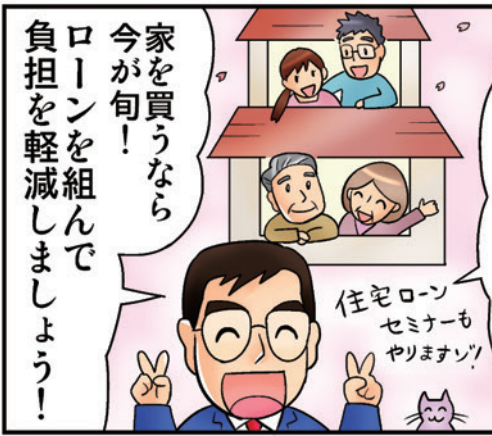
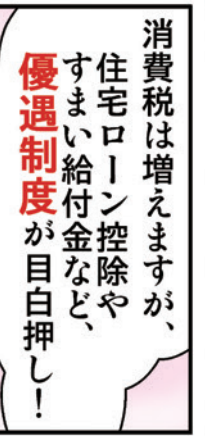
なんでも屋のなんちゃんニュース Vol.02



住宅ローン控除の拡充

各年20万円 → **40万円**
 10年間トータル
 200万円 → **400万円**
 (それぞれ最大控除額)

※一定の収入額以下の方は すまい給付金制度の費用も 受けられます!



詳しくは裏面へ

住宅購入に関する税制改正

～消費税率引き上げによる負担を軽減するための制度～



難波孝朗
事務所 所長

1 消費税率の引き上げ

平成26年3月31日まで	平成26年4月1日～平成27年9月30日	平成27年10月1日以降
5%	8%	10%

2 住宅ローン控除

	居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除10年間
一般住宅の場合	平成26年1月～3月	2,000万円	1%	20万円	200万円
	平成26年4月～平成29年12月	4,000万円	1%	40万円	400万円
認定住宅の場合	平成26年1月～3月	3,000万円	1%	30万円	300万円
	平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1%	50万円	500万円

注 平成26年4月～平成29年12月の欄の金額は消費税8%課税の場合であり、8%課税されない場合は平成26年3月までの金額と同一となります(住民税からの控除も同様)

3 住宅ローン控除の適用がある場合の住民税額からの控除の拡充

居住年	控除限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税所得金額等×5%(最高9.75万円)
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税所得金額等×7%(最高13.65万円)

注 その年分の住宅ローン控除額からその年分の所得税額を控除した残額がある場合は、翌年分の個人住民税において、その残額が上記の控除限度額の範囲内で減額されます。

2,3の控除額は、ご本人の所得税額・住民税額を限度とします。

4 すまい給付金[住宅ローン控除を補完]

■住宅ローン控除 支払った所得税等から控除 ➡ 収入が低いほど効果は小

■すまい給付金 拡充の効果が少ない収入層に現金を給付 ※収入額で給付額が変化します。

5 年収別所得税額・住民税額 [概算早見表]

年収	所得税	住民税	計
300万円	0円	11,500円	11,500円
400万円	27,400円	70,100円	97,500円
500万円	60,200円	134,500円	194,700円
600万円	93,000円	200,500円	293,500円
700万円	160,000円	278,200円	438,200円
800万円	242,200円	356,300円	598,500円

試算条件

控除対象配偶者:あり
扶養親族:子2人(16～18歳)
生命保険料控除額:50,000円
賞与:月収の2か月分として計算

難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所 [直通電話] 090-1675-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)



TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818

✉ t-namba@sirius.ocn.ne.jp

🌐 http://namba-one.com/